

全医・病会議発第95号  
令和4年7月29日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 内閣総理大臣 岸田 文雄 様

一般社団法人全国医学部長病院長会議

会長 横手 幸太郎



同 新型コロナウイルス感染症に関わる課題対応委員会

委員長 瀬戸 泰之



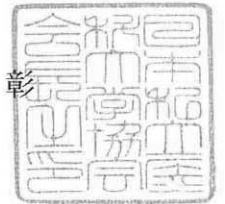
一般社団法人国立大学病院長会議

会長 横手 幸太郎



一般社団法人日本私立医科大学協会

会長 小川 彰



「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた  
次の感染症危機に備えるための対応の方向性」に関する要望

令和4年6月17日付け、新型コロナウイルス感染症対策本部より、「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」（以下、「方向性」という。）が発表された。我々全国大学病院も次々と変化する事象に対し、国民の命と暮らしを守る観点から最大限に取り組んできた。この間、大学病院では、感染初期に大幅に手術件数の減少を余儀なくされるなど、本来の高度な医療の継続実行が困難な時期があった。一方で、重症の新型コロナウイルス感染症患者の診療を重点的に行うなど、感染症危機の際の大学病院の担うべき役割も明確になってきた。

令和3年5月6日付け全国医学部長病院長会議(AJMC)は「医療を崩壊させないために」声明を発表し、その中で大学病院が重症例を多数受け入れるためにも、医療機関の役割分担・機能分化が重要であること、さらに、緊急

危機対応時には、都道府県の垣根を越えた対応、すなわち広域搬送などが必要であることを訴えてきた。

今回の「方向性」においても、大学病院が主である特定機能病院なども、その機能を踏まえた協定を都道府県と締結することが義務化される(今後法制化予定)ことが明示されている。今回の「方向性」では、公立・公的医療機関等、特定機能病院に限定して、強制力を課されているが、新型コロナウイルス感染症を始めとする新興感染症への対応については、民間病院等も含めた医療機関全体で取り組んでいく必要があり、各医療機関に応じた医療提供体制の役割分担を提示するよう要望する。

また、これまでも大学病院は多くの新型コロナウイルス症例の診療を行っている。その経験を踏まえると、最も肝要なことは通常診療をも崩壊させないための感染症・非感染症診療の両立化であることは明らかである。大学病院の特殊性を踏まえ、高度な医療も同時に行いうる協定内容になることを期待する。また、大学病院の位置づけや役割も、その特殊性や救急医療体制、さらに地域・地方によって異なるものであり、都道府県とのきめ細やかな協議が行われることをあわせて要望する。

今回の「方向性」により、軽症、中等症、重症例を診療する各医療機関の役割が今後さらに明確化されるものと推測するが、その際、重要なことは、「方向性」内でも触れられているように、患者情報(電子カルテなど)の標準化であり、そのスムーズな共有化である。HER-SYS、医療保険レセプト情報などの提供、連携などによる医療DXをなお一層推進していただきたい。医療DXが業務効率化、関係医療機関の連携を推進するツールとなり、各医療機関において、それぞれの役割(大学病院においては重症症例)に特化して実行可能となり、かつ非感染症診療への影響も最小限に抑えうるものとする。また、感染症危機に備えるためには、平時からの人材、体制作りが肝要である。そのためには、平時からの財政支援も重要であり、あわせて要望する。